

平成 30 年度スポーツ庁委託事業

スポーツ産業の成長促進事業

「地域の指導者を主体としたスポーツ
エコシステム構築推進事業」

スポーツ指導スキル及びスペースの
シェアリングエコノミー導入に向けた
調査報告書

平成 31 年 1 月

PwC コンサルティング合同会社

本報告書は、平成 30 年度スポーツ庁委託事業として PwC コンサルティング合同会社が実施したスポーツ産業の成長促進事業「地域の指導者を主体としたスポーツエコシステム構築推進事業」の成果を取りまとめたものです。従って、本報告書の複製、転載、引用等にはスポーツ庁の承認が必要となります。

第1章	背景・目的	1
1-1	本調査報告書の背景及び目的	1
1-2	概要	1
(1)	検討会構成	1
(2)	検討会日程	2
(3)	関係団体ヒアリング	2
1-3	スポーツ指導者の現状	4
1-4	公共スポーツ施設の現状	6
1-5	利用者の現状	6
1-6	スポーツ指導者及びスポーツ施設、利用者に係る現状分析結果	9
第2章	スポーツ分野におけるシェアリングエコノミー	10
2-1	シェアリングエコノミーの概要	10
2-2	スポーツ分野におけるシェアリングエコノミー活用の可能性	11
2-3	スポーツ分野におけるシェアリングエコノミー等の事例	13
2-4	スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーの分類	15
第3章	スポーツ分野のシェアリングエコノミーにおける課題	16
3-1	シェアリングエコノミー構築推進における検討課題	16
第4章	指導者・施設などのデータ整備、オープン化	18
4-1	現状の課題	18
4-2	検討の方向性	18
第5章	指導者の量、質の確保	22
5-1	現状の課題	22
5-2	検討の方向性	22
第6章	ステークホルダー間のリスク分担の考え方	23
6-1	現状の課題	23
6-2	検討の方向性	23
第7章	公共スポーツ施設の活用の方向性	24
7-1	現状の課題	24
7-2	検討の方向性	24
第8章	スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーの導入促進	26
8-1	シェアリングエコノミー導入のメリット	26
8-2	自治体の状況に応じたアクションプランの立案	26
8-3	関係省庁と連携した横断的な取組の推進	27

第1章 背景・目的

1-1 本調査報告書の背景及び目的

スポーツ庁では、第二期スポーツ基本計画にてスポーツの成長産業化に向け2012年当時5.5兆円であった市場規模を2025年までに15兆円へ拡大する方針を掲げている。

その中でも、ICT等活用に係る政策分野については、2012年当時は市場規模として算出されていないが、2025年までに1.1兆円に拡大するものと試算されている（「スポーツ未来開拓会議 中間報告」平成28年6月 スポーツ庁、経済産業省）。つまり、当該政策分野については、2025年に向け新たな市場を創出・拡大していく必要がある。

このような状況の中で、ICT等活用による新たな市場創出可能性のある領域の一つとして、スポーツ施設及び指導ビジネスが挙げられる。現状、指導者及びスポーツ施設のビジネス環境には、課題がある。例えば、スポーツ指導者における指導する場所・機会の不足や不安定な収入基盤、スポーツ施設における稼働率の低下や老朽化が挙げられる。また、共通の課題として、多様化した利用者ニーズへの対応が必要となっていることや情報が見える化・一元化されていないことによる利便性の低さが挙げられる。これらの課題は我が国が有する豊富なスポーツ資源を十分に活用できていないことにつながっており、指導者や施設等のスポーツ資源をICTにより簡易に活用できるシステムを構築する必要性が高まっていると考えられる。

本調査報告書では、スポーツの指導者や施設といったスポーツ資源に着目するとともに、それら資源をICT活用により有効利用する仕掛け作りに関する考え方を示す。それにより、新たなビジネス創出を促進するとともに、利用者の利便性向上を通じた市場拡大によるスポーツ指導者や施設の収益・稼働率向上、さらにはスポーツ実施率向上に寄与することを目的とする。

1-2 概要

本調査報告書の作成に当たっては、有識者による検討会の開催を通じ、全体の方向性について検討を行っている。また、国内外におけるスポーツ分野のシェアリングエコノミー動向調査、関係団体へのヒアリングを実施することにより、実態に則した調査報告書を作成した。

(1) 検討会構成

検討委員

荒籾 忠志	日本健康運動指導士会 事務局長
石塚 大輔	スポーツデータバンク株式会社 取締役
石原 遥平	一般社団法人 シェアリングエコノミー協会・弁護士
久木田 謙介	公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団 施設課長
○舟橋 弘晃	早稲田大学 スポーツ科学学術院 講師

※五十音順

※「○」は座長を示す

オブザーバー

内閣官房	情報通信技術（IT）総合戦略室	シェアリングエコノミー促進室
大阪市	経済戦略局	スポーツ部 スポーツ課
さいたま市	スポーツ文化局	スポーツ部 スポーツ政策室

実証事業者

Now Do 株式会社
株式会社 NTT データ経営研究所

（２） 検討会日程

第 1 回	平成 30 年 10 月 30 日	<ul style="list-style-type: none">・ 検討会の全体像について・ スポーツ分野のシェアリングエコノミーに関する背景、概要、課題・ スポーツ分野のシェアリングエコノミー一次調査報告
第 2 回	平成 30 年 12 月 26 日	<ul style="list-style-type: none">・ 実証事業の概要及び経過報告・ 関係団体ヒアリング調査報告・ 調査報告書骨子概要、ロードマップ概要
第 3 回	平成 31 年 1 月 21 日	<ul style="list-style-type: none">・ 調査報告書骨子及びロードマップの確認

（３） 関係団体ヒアリング

自治体

大阪市	平成 30 年 10 月 7 日	<ul style="list-style-type: none">・ 施設所有者の抱える課題（例：稼働率等）・ 指導者が公共スポーツ施設を利用して指導する際に影響の生じる条例・ 施設予約システムや制度の実態 等
渋谷区	平成 30 年 12 月 13 日	
横浜市	平成 30 年 12 月 17 日	

公益財団法人

横浜市体育協会	平成 30 年 12 月 27 日	<ul style="list-style-type: none">・ 管理されている施設について・ 自主事業について・ 指導者のキャリア構築について等
---------	-------------------	--

一般社団法人

シェアリングエコノミー協会	平成 30 年 12 月 5 日	<ul style="list-style-type: none">・シェアリングエコノミーの現状や課題・スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーへの示唆 等
日本フィットネス産業協会	平成 30 年 12 月 11 日	<ul style="list-style-type: none">・フィットネス産業について・インストラクターの現状 等

シェアリングエコノミー事業者

株式会社 スペースマーケット	平成 30 年 12 月 6 日	<ul style="list-style-type: none">・自社サービスの概要等
株式会社 スペイシー	平成 30 年 12 月 12 日	<ul style="list-style-type: none">・スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーへの示唆 等

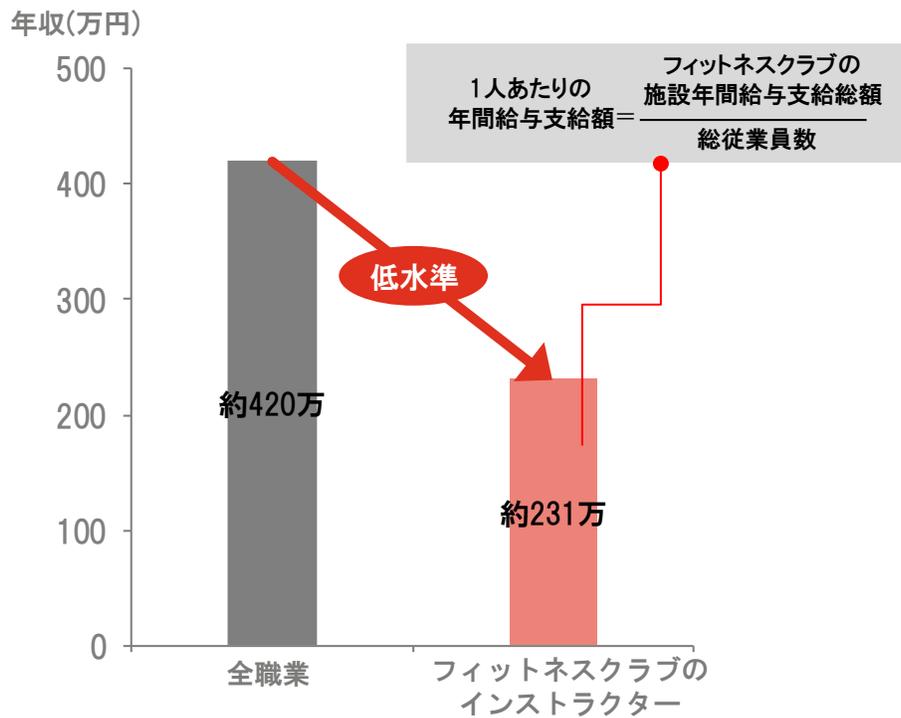
1-3 スポーツ指導者の現状

近年、児童の基礎体力及び高齢化社会の本格化等から健康への関心が高まっている。また、部活動指導による教員の過度な負担、スポーツ指導に対する考え方の見直し等、スポーツ指導者の役割にも変化が求められている。このような外的環境の変化によりスポーツ指導者への潜在的需要は増加傾向にあると想定される。

一方で指導者を取り巻く環境には改善の余地があると考えられる。大多数の指導者の雇用形態は不安定であり、収入面での課題が挙げられている。（「平成29年度 スポーツ指導者環境改善に関する調査事業」平成29年度 スポーツ庁）では、「多くのスポーツ指導者における報酬は生計を立てるのが難しい水準」であるとの結果もある。）また、若手指導者にとっては、収入水準の低さからキャリア構築が難しく、他産業への転職を図る等、離職率が高い傾向にある。

表1 勤務類型ごとの指導者数

勤務類型	概要	規模（推計）
個人事業主	事業者として個人事務所を運営しながら指導を実施。また、関連事業者と業務委託契約を結び、スポーツ指導を実施	約20,000人程度
雇用者 (フルタイム)	事業者にフルタイムで雇用され、指導を実施	約40,000人程度
パート・ アルバイト	他に職を持たず、パートタイムで指導を実施	
兼業	スポーツ指導以外の職種との兼業で、一部時間のみで指導を実施	約250,000人程度
不定期	定期的な指導は行わず、オファーがあった際にのみ指導を実施	
学校教員	学校教員として勤務し、体育や部活動の指導を実施	-



※経済産業省「特定サービス産業実態調査（2006年）」を参考に2005年の全国1881カ所のフィットネスクラブの給与支給総額（1490億6100万円）と従業員数（6万4502人）から算出

図1 フィットネスクラブのインストラクター年収の水準

本調査において実施したフィットネス業界へのヒアリングでは、インストラクターの平均的な年収は200万円から300万円と低水準であり、結婚や出産を機に離職してしまう傾向があるとの結果が得られた。

1-4 公共スポーツ施設の現状

スポーツ指導者への潜在的需要の高まりを捉え、スポーツ指導者の指導機会を増加させ収入を改善させるためには、指導を実施するための場所を指導者が安定的に確保することが必要となる。

一方で、スポーツ施設の多くを占める公共スポーツ施設については、営利目的での施設利用に対する制約、施設利用における手続の煩雑さ等、指導者のビジネス環境といった観点においては、検討すべき事項が存在する。

公共スポーツ施設については、施設に関する情報が施設ごとにバラバラに管理されていることや、それらの情報が電子化、オープン化されていないこともあるなど、指導者が施設の情報を把握したり、求める条件に合う施設を検索したりする上で、利便性にも課題があるとも考えられる。

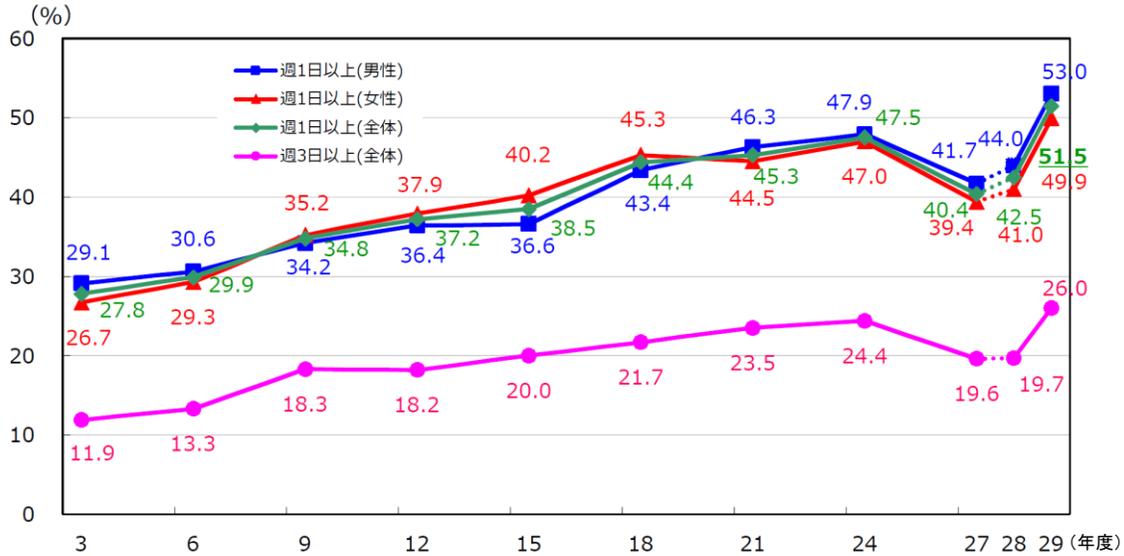
また、都市部では公共スポーツ施設の利用率が施設の種別によっては80%から90%となっているが、地方部では利用率が低い等、地域による違いもあることから地域の現状を正確に把握するための取組も必要になると考えられる。

さらに、施設の老朽化や財政難等のなかで、持続可能なスポーツ環境を確保するため地域全体でスポーツ施設のストック適正化や老朽化対策を検討する必要がある中、これらの対応を適切に実施する上で必要なデータが十分に取得できていないといった課題も抱えている。

1-5 利用者の現状

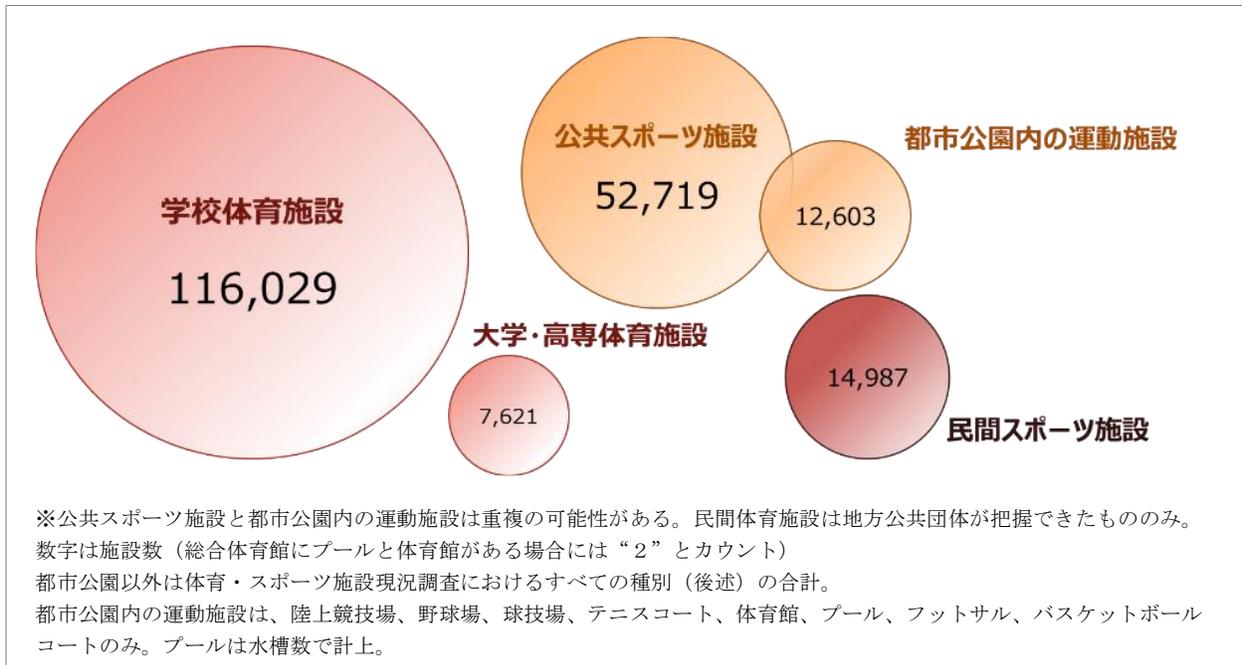
第2期スポーツ基本計画（平成29年3月策定）では、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度となることを目指しており、この数値目標のフォローアップに使用されているのが「スポーツの実施状況等に関する世論調査」である。平成29年度の調査報告によると、週1日以上運動・スポーツを実施する成人の割合は51.5%であり、前年度の結果と比較すると、10%程度上昇している。また、同調査における運動・スポーツを行った理由としては「健康のため」「体力増進・維持のため」といった回答が多く、健康維持のためスポーツを実施する成人は増加傾向にあると考えられる。

一方で20代から50代については、週1日以上運動・スポーツを実施する人の割合が全体の平均よりも低い値となっている。スポーツ実施頻度が減った、増やせない理由としては、「仕事や家事が忙しいから」「面倒くさいから」等が多く、この世代の人が簡易にスポーツを実施できる環境を整備する必要があると考えられる。



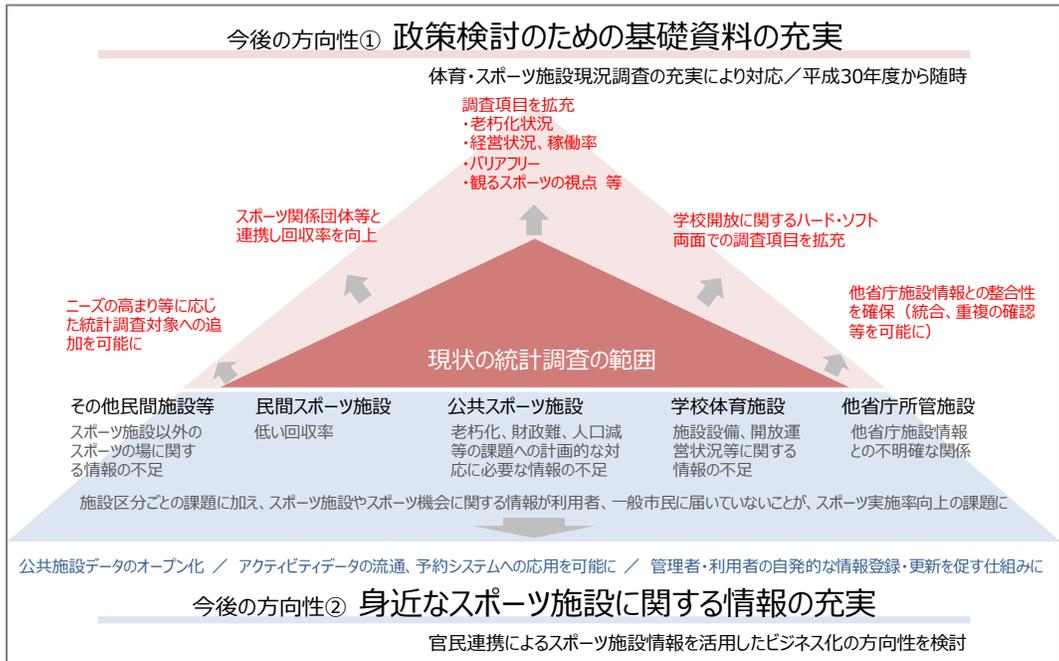
出典：スポーツ庁 平成 29 年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」

図 2 成人のスポーツ実施率の推移



出典：平成 30 年度 地域の指導者を主体としたスポーツエコシステム構築推進事業 第二回検討会資料より抜粋

図 3 スポーツ施設の賦存状況（平成 27 年度時点）



出典：平成 29 年度 スポーツ庁委託事業 スポーツ施設の実態把握手法検討業務 報告書

図 4 スポーツ施設の実態把握に関する現状と今後の方向性（平成 27 年度時点）

1-6 スポーツ指導者及びスポーツ施設、利用者に係る現状分析結果

スポーツ指導者、スポーツ施設、利用者の現状を踏まえ、本調査報告書作成における検討会での協議等から以下のとおり現状分析を実施している。

<p>S (強み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校体育施設や公共スポーツ施設、民間スポーツ施設など、多くのスポーツ施設の存在 ・現役・引退を含む多くのアスリートやそれを支えるスポーツ指導者の存在 ・企業会議室等、狭いスペースでも指導が可能な健康運動指導士など、多様な需要に対応可能な指導者の存在 	<p>W (弱み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設や指導者等の情報が別々に管理されることによる利便性の低さ ・指導者の雇用の不安定さや低収入による指導ビジネス継続の困難さ ・多くの公的スポーツ施設が老朽化により適切な維持管理やストック適正化が求められる一方、必要となる詳細な施設情報、一元的なスポーツ施設データベース、予算の欠乏
<p>O (機会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術革新によるマッチングビジネスの進展 (ex: カーシェアリング、民泊など) ・部活動改革や、健康経営など国民の健康意識の高まり等による、指導者に対する潜在的需要の増加 ・高齢化等、現役引退世代の増加による余暇時間の増加 	<p>T (脅威)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的施設を活用した指導ビジネスの実施に係る制度上のハードル ・スポーツ指導に対して金銭を支払う意識が希薄 ・観光や映画等、スポーツ以外の余暇機会の充実

図5 スポーツ指導者及びスポーツ施設を取り巻く環境分析

現状分析の結果から、スポーツ指導を受ける利用者にとって、スポーツ指導者、施設の利便性をさらに向上させる必要性が高いと考えられる。これにより、利用者が増加し、指導者や施設が十分な収益を上げ、再投資することで、さらに利便性が増加、利用者が増加する好循環が構築されると考えられる。

このような好循環を構築するためには、指導者と施設、利用者を簡易にマッチングする仕組みが必要であり、ICTの活用が有効であると想定される。特に、指導者と施設、利用者を結びつけるマッチングサービスは、指導者のスキルや施設のスペースといった遊休資産をICTにより有効活用するといった考え方であり、シェアリングエコノミーの考え方に基づいたサービスが有効であると考えられる。

第2章 スポーツ分野におけるシェアリングエコノミー

2-1 シェアリングエコノミーの概要

シェアリングエコノミーは、ICTの発展に伴い、資源を有効活用して社会課題の解決を図る方法として注目されている。

現在では、様々な事業分野においてシェアリングエコノミーのサービスが展開されており、「消費者間の売買、貸し借り」や移動手段等、一般的に利用されているサービスも広く普及している。

表3 シェアリングエコノミーの例

区分	サービス内容の例	サービス名の例
モノ	消費者間の売買、貸し借り	メルカリ、ラクマ 等
場所	空きスペースの貸し借り	スペースマーケット、Airbnb 等
移動手段	カーシェア、サイクルシェア	Anyca、notteco 等
スキル	家事代行、クラウドソーシング	タスカジ、CrowdWorks 等

シェアリングエコノミーの発展により、一億総活躍社会の実現、地方創生・地域共助など、現在我が国の抱える課題を解決できる可能性があることから、政府としても活用を支援する政策を推進している。内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室では、シェアリングエコノミー検討会議において、シェアリングエコノミー推進プログラムを公表し、シェアリングエコノミーの健全な発展に向けた支援を実施している。

表4 政府による推進事業の例

区分	政策	政策の概要
内閣官房	シェアリングエコノミー伝道師	シェアリングエコノミーの知見や経験を有する伝道師を団体、企業等に派遣することで、活用促進を図る
総務省	シェアリングエコノミー活用推進事業	シェアリングエコノミーを活用することにより地域の課題解決を目指す自治体に対し、補助金を給付

参考：内閣官房 シェアリングエコノミー伝道師 (<https://cio.go.jp/share-eco-evangelist>)

参考：総務省 シェアリングエコノミー活用推進事業 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-yousei/sharing_economy.html)

2-2 スポーツ分野におけるシェアリングエコノミー活用の可能性

様々な事業分野でサービスが展開されているシェアリングエコノミーは、スポーツ分野においても展開可能であると想定される。具体的には、ICTを活用してスポーツ指導者、施設、利用者をマッチングするシェアリングエコノミーサービスは、情報を集積するプラットフォームに遊休資産となっている指導者や施設の設備情報、空き状況等の情報を登録し、そういった情報を利用者がスマートフォン等のデバイスで簡単に取得できる仕組みが想定される。

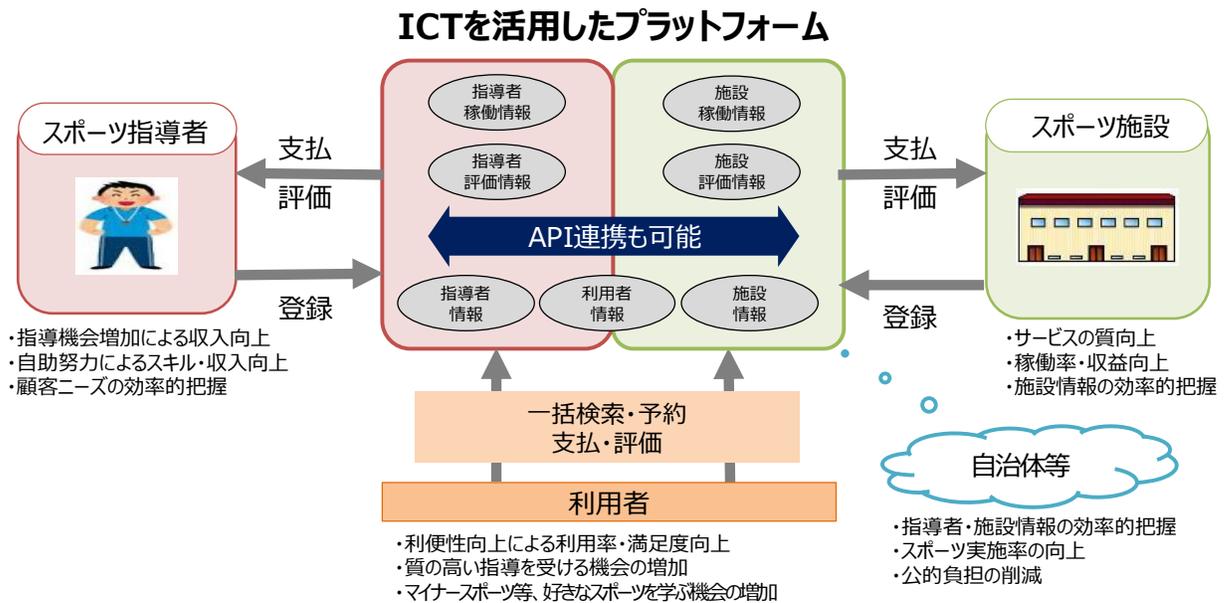


図6 スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーの概要

スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーサービスは、指導者、施設、利用者の三者それぞれに有益であり、指導者と施設、指導者と利用者、施設と利用者といった組み合わせにより、必要となる機能が異なると考えられる。

表5 スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーサービスの概要

組み合わせ	必要な機能の例	メリット
指導者 施設	指導者がスポーツ指導クラスなどを実施する際に使用する場所を検索、予約することができる機能	指導者が指導環境を容易に確保することができ、指導機会の向上に繋がるとともに、施設にとっても稼働率の向上に繋がる
指導者 利用者	利用者が住所や対象競技を入力すると、条件に一致する指導者の一覧が表示され、希望する日時に予約ができる機能	利用者ニーズの高い日時や場所、施設の空き状況などについて、サービスを通じて把握することにより、指導機会の向上に繋がる
施設 利用者	利用者がレッスンを受けたい場所を住所等の入力により、条件に合った施設等が予約できる機能	利用者にとって、スポーツ参加のハードルが低くなり、施設にとっても稼働率の向上に繋がる

スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーを推進することにより、利用者の潜在的需要の取込みが可能となり、指導者の指導機会の増加、それによる収入の底上げが期待できる。

また、スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーの導入は様々な社会課題の解決に寄与するものと考えられる。例えば、国内においてシェアリングエコノミー利用者の中心は20歳代から30歳代となっており、同年代は、スポーツ実施率の更なる向上が期待される世代であることから、同年代のスポーツ実施率向上に寄与する可能性がある。

さらに、中長期的に持続可能な地域スポーツ環境を確保するため、地方公共団体においてはスポーツ施設の老朽化対策や施設全体のストック適正化を図ることが求められている一方、公的スポーツ施設を含む多くのスポーツ施設における稼働率や老朽化の状況等のデータが不足している状態にあるが、シェアリングエコノミー導入により同サービスを活用しながら必要なデータを取得出来る可能性がある。

スポーツ振興を担うスポーツ指導者や施設の稼働率や収益向上は、公費負担の削減など、持続可能なスポーツ振興に繋がることも期待される。

2-3 スポーツ分野におけるシェアリングエコノミー等の事例

スポーツ分野においても、シェアリングエコノミー等の事例は国内外に存在する。

国内外の事例については、スポーツ指導者、施設、利用者をマッチングさせるサービスであり、遊休化している指導者や施設について ICT を活用して、スポーツに興味はあるが実施していない利用者の潜在的なニーズに対応したものとなっている。

指導者、施設、利用者等のマッチング対象や対象競技、指導者の属性、施設の種別、料金体系などの観点から、事例を分類している。

表6 スポーツ分野におけるシェアリングエコノミー分類の考え方

属性	概要	例
マッチング対象	指導者、施設、利用者のうちマッチング対象とされている関係者の組み合わせ	・利用者が指導者の空き時間を確認し、予約できるか ・利用者が施設の貴時間を確認し、予約できるか等
対象競技	対象とする競技	・ランニング、サッカー、ヨガ等
指導者属性	対象とする指導者の属性	フリーの指導者か、ジムなどに所属する専属の指導者等
施設種別	対象とする施設の運営元	・公共施設；自治体が管理するスポーツ施設等 ・民間施設：民間企業が運営するジム、フィットネス等
料金体系	定額制、従量制といった仕組み	・定額制：月会費制 等 ・従量制：都度払い 等

サービス名	サービス拠点	マッチング対象			予約機能	対象競技	指導者属性	施設種別	料金体系
		指導者	施設	利用者					
TruBe	イギリス	●		●	○	パーソナルトレーニング、ヨガ、ボクシング、ストレッチなど	フリー、所属	民間	定額制
GoSweat	イギリス		●	●	○	ピラティス、ヨガ、ダンス、ボクシングなど	フリー	民間	従量制
Active Essex	イギリス		●	●	○	スポーツ全般	フリー、所属	公共	従量制
Fusion	イギリス		●	●	○	スポーツ全般	所属	公共	従量制
ClassPass	アメリカ		●	●	○	既存のジムの提供するクラス	所属	民間	定額制
FindYourTrainer	アメリカ	●		●	○	パーソナルトレーニングなど	フリー	原則自宅	定額制
Book Your Game	インド		●	●	○	エアロビ、水泳、ズンバ、ダンス、ピラティス、ヨガなど	所属	民間	定額制
Gympass	ブラジル		●	●	○	既存のジムの提供するクラス	所属	民間	定額制
トレナビ	日本	●		●	—	パーソナルトレーニングなど	フリー	民間	従量制
ストアカ ^{*1}	日本	●		●	—	ダンス、護身術、トレーニングなど	フリー	民間	従量制
アスラボ	日本	●		●	—	フットサル、陸上・かけっこ、水泳など	フリー	民間	従量制
LaBola	日本			● ^{*2}	—	サッカー、フットサル、野球など	—	民間公共	無料
Space ^{*1}	日本		●	●	○	ダンス、ヨガ(※原則会議室など)	—	民間	従量制
SPACEMARKET	日本		●	●	○	スポーツ、フィットネスなど	—	民間	従量制
EPARK スポーツ	日本		●	●	○	子供向けクラス	フリー	民間	年会費 + 従量制

図7 スポーツ分野における国内外のシェアリングエコノミーサービス例

スポーツ分野のシェアリングエコノミーについては、各国で政策や取組等の違いにより、サービスの傾向が異なっている。各国のシェアリングエコノミー関連政策とスポーツ分野のシェアリングエコノミーの現状との関連性を下記にまとめている。

表7 諸外国等におけるスポーツ及びシェアリングエコノミーの政策

対象国	関連政策	スポーツ分野のシェアリングエコノミー
英国	公共スポーツ施設のデータ整備及びオープン化を国主導で推進している。	自治体や競技連盟などの公共機関が、自身のホームページ上でマッチングサービスを運営する事例が多数存在する。
米国	シリコンバレー等、規制の少ない地域を発祥とするシェアリングエコノミー、マッチングサービスなどが国民の生活に広く普及している。	利用者の自宅や公園等、利用者により手軽な場所を指導場所とするサービスが多数存在する。
インド	国主導の「Digital India」「Startup India」といったデジタル政策、起業支援政策により、スタートアップ企業が多数存在する。	数多くのシェアリングエコノミーが展開されており、スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーの事例数も多いため、サービス内容も多岐にわたる
日本	シェアリングエコノミー施策の進展により、認知度・利用率の向上や市場規模の拡大など、サービスの社会への浸透が進んでいる。	一部事業者によりシェアリングエコノミーサービスが展開されているが、施設や指導者の情報が一覧化されたウェブサイトが中心であり、予約機能を持つサービスは少数となっている。

2-4 スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーの分類

国内外のスポーツ分野におけるシェアリングエコノミーサービスの事例では、指導者、施設、利用者の三者を同時にマッチング対象とするものは確認できなかった。

指導者と施設が一体となった情報を利用者が確認し、指導内容や実施場所等の条件に基づき予約できるサービスや、利用者が複数のフィットネスジムを都度利用できるサービス等、指導者（指導場所となる施設を含む）と利用者、施設と利用者の2つの組み合わせによるものが主なスポーツ分野におけるシェアリングエコノミーになっている。

指導者と施設という関係性は、指導者が施設の利用主体、すなわち利用者となっているため、「利用者と施設」といったサービスと同一であると考えられる。

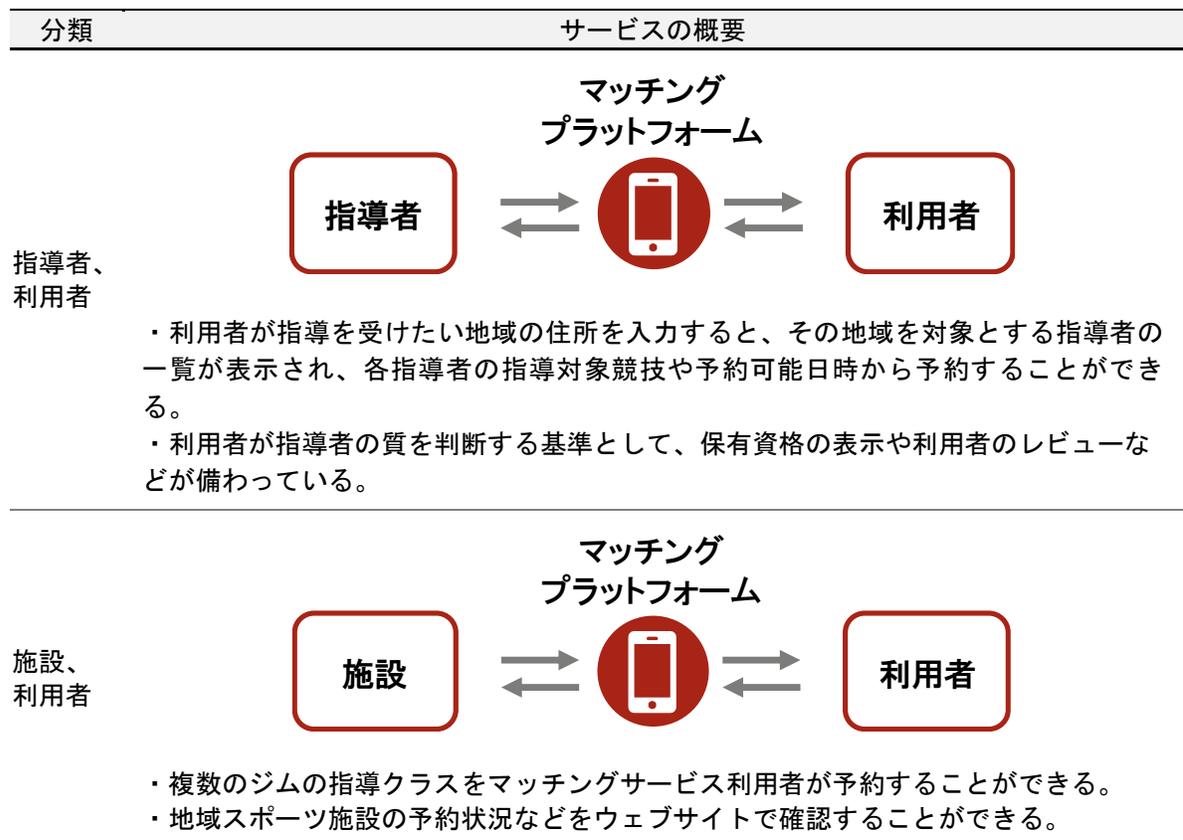


図8 スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーのイメージ

第3章 スポーツ分野のシェアリングエコノミーにおける課題

3-1 シェアリングエコノミー構築推進における検討課題

スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーについては、国内において発展途上であり、普及していくことにより、スポーツ指導者及び施設の稼働率・収入向上、国民のスポーツ実施率向上に寄与する可能性がある。また、指導者、施設、利用者の三者にそれぞれメリットが生じることにより、スポーツ産業において好循環を生み出すことができると考えられる。

このようなことからスポーツ分野におけるシェアリングエコノミーの活性化を図るため、現状の検討課題を明確化し、対応策の検討・実行が必要となる。

シェアリングエコノミー検討会議中間報告書（「シェアリングエコノミー検討会議」平成28年 内閣官房情報通信（IT）総合戦略室）では、シェアリングエコノミー推進に当たって解決が必要な課題として、「社会的認知度の向上」「安全性の担保」「グレーゾーン解消」「地域での普及展開」などを示しており、解決に向けた施策として、「自主的ルールによる安全性・信頼性の確保」「グレーゾーン解消に向けた取組等」「先行的な参照モデルの構築」の3点を示している。スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーにおいても同様の課題が顕在化すると考えられる。また、検討会やヒアリング調査からスポーツ分野特有の課題も明らかとなっている。

表8 スポーツ分野特有の主な課題

分類	主な課題
指導者	<ul style="list-style-type: none">リアルタイムでスポーツ施設の空き情報取得することが難しく、定期的な指導場所の確保できない指導機会が限定的であり、継続的な利用を確保できない給与水準等が低く、長期的なキャリア構築が困難を探ることが困難
施設	<ul style="list-style-type: none">公共施設については、予約状況等の情報が自治体に分散している利用や予約に係る情報の可視化が進んでおらず、稼働率等の実態が分かりにくいフィットネスクラブ等の民間スポーツ施設については会員のみ利用に限定的
利用者	<ul style="list-style-type: none">スポーツ実施場所を確保するのが困難民間フィットネスクラブ等の都度利用ができないスポーツ実施場所、指導者の情報・選択肢が少ない仕事帰り等空き時間に手軽にスポーツを実施する環境がないリアルタイムで空き施設を探ることが困難

シェアリングエコノミー促進に係る課題と、スポーツ分野特有の課題に鑑み、スポーツ分野におけるシェアリングエコノミー推進に向けて検討が必要な事項を設定した。

表9 スポーツ分野におけるシェアリングエコノミー推進に向けた検討事項

課題	主な課題
二次利用を目的とした施設、指導者などの利用データ整備、オープン化	スポーツ施設や指導者に関する情報については、二次利用を目的として整備されていないため、スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーを提供するシェアリングエコノミー事業者にとって利用しやすい形での情報の整理、電子化、オープン化が必要となる。
指導者の量、質の確保	スポーツ分野のシェアリングエコノミーについては、国内での事例が少ないことから指導者の量や質を確保する手段が明確化されていないため、その方策について検討が必要となる。
指導者、施設、利用者、シェアリングエコノミー事業者間のリスク分担の考え方	シェアリングエコノミーについては、関係者間でリスクを公平に分担することが重要となる。スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーについても想定されるリスクやリスク分担の方策を明確化する必要がある。
公共スポーツ施設における営利目的利用の制限等、制度の方向性	公共スポーツ施設については、指導者が営利目的で施設を利用することを禁止している自治体もあるため、スポーツ分野のシェアリングエコノミーを導入できる方向性を検討する必要がある。
指導者を活用するシェアリングエコノミーの導入促進	スポーツ分野のシェアリングエコノミーを促進するために、先行的な参照モデルの構築や導入の具体的なメリット等、推進に資する事項を明確化する必要がある。

以上のような課題について、本調査報告書では、検討会における有識者からの示唆や関係団体へのヒアリングにより、現状の課題を明確化するとともに、検討の方向性を導き出している。

第4章 指導者・施設などのデータ整備、オープン化

4-1 現状の課題

スポーツ分野のシェアリングエコノミーを促進するためには、シェアリングエコノミー事業者がサービスを開発するために必要な指導者や施設の情報を整備する必要がある。

現状では施設情報が電子化されていないものも多い。また、公共スポーツ施設では空き情報や予約登録を自治体固有の施設予約システムとして電子化し、施設の情報を二次利用可能な状態で保持・オープン化していない傾向にあり、スポーツ施設の情報をオープンデータとして公開している自治体は少数である。さらに、データ整備をどのような項目に基づき整理すべきなのかといった参照モデルが存在しない。

民間スポーツ施設については、大手フィットネスクラブやスポーツ施設の情報を取りまとめたサイトがあるが、個々の企業がそれぞれ実施するものであり情報が一元化されておらず、またデータの二次利用が困難な場合が多い。

スポーツに関するシェアリングエコノミーサービスは一部のシェアリングエコノミー事業者において提供されているが、先行的な事例としては少数であることから、指導者の情報等は集積されていない。

4-2 検討の方向性

指導者や施設等の情報については、シェアリングエコノミー事業者等が二次利用可能な状態で整備されていない。一方で、これまで検討されていなかった取組であるため、データ項目等について標準的な形態を示すことにより、一律のデータ整備が可能であると考えられる。特に公共スポーツ施設を主な対象としたデータ項目、データフォーマットの定義について検討を進めることにより、全国の公共スポーツ施設情報を一元的に可視化できる可能性がある。

スポーツ庁では、スポーツ施設の実態把握手法検討業務調査報告書（「スポーツ施設の実態把握手法検討業務」平成30年3月スポーツ庁）において、調査すべき施設情報の項目を示しており、統計調査において把握すべき項目の検討を実施している。また、英国のActive Placesではスポーツ施設の詳細な情報項目を定義している。これらを参考にスポーツ施設において整備すべきデータ項目を本調査報告書ではサンプルとして定義している。

また、スペースシェアを展開する事業者により、民間スポーツ施設の情報は収集されており、一定のスポーツに対する需要も事業者にて把握されている。また、民間フィッ

トネスクラブ等は、HP等で情報が公開されているが二次利用可能な形で提供されていない。このようなことから、民間スポーツ施設については、公的スポーツ施設同様、整備すべきデータ項目を示すと共に、シェアリングエコノミー事業者が持つ情報やノウハウを活用し、API連携等によりデータ整備を進めることが有益であると考えられる。

本調査報告書にて作成したスポーツ施設において整備すべきデータ項目については、「スポーツ施設の実態把握手法検討業務」（スポーツ庁、2017年）にて設定された項目とActive PlacesのSDM（Sports Data Model）にて設定されたデータ項目において重複する項目を抽出して作成している。

表 10 スポーツ施設における整備すべきデータ項目の参考

■施設データ項目

No.	項目	No.	項目
1	施設名称	25	更衣室の有無
2	施設 ID	26	バリアフリー対応可否
3	住所	27	スロープ設置有無
4	郵便番号	28	点字による案内有無
5	連絡先の名前	29	エレベータ設置有無
6	連絡先の電話番号	30	簡易昇降機設置有無
7	連絡先のメールアドレス	31	障がい者浴室設置有無
8	連絡先のウェブサイト	32	避難スペース設置有無
9	施設種別	33	AED 設置有無
10	設置年	34	設置器具の名称
11	施設保有者の分類	35	駐車場の有無
12	施設保有者名	36	駐車場の台数
13	施設所在地の X 座標	37	利用区分（無料、会員制、都度払い、団体限定）
14	施設所在地の Y 座標	38	利用料金
15	利用可能日時	39	施設面積
16	屋外照明の有無	40	アクセス
17	観客席の有無	41	施設改修年
18	観客席の収容数	42	障がい者の受け入れ可否
19	障がい者用観客性の有無		
20	障がい者用観客席の収容数		
21	室内の空調有無		
22	室内の防音対策の有無		
23	トイレの有無		
24	障がい者用トイレの有無		

■利用者登録時のデータ

No.	項目
1	利用者 ID
2	利用者メールアドレス
3	利用者パスワード
4	利用者名
5	利用者電話番号
6	ログインを試した回数（一定数を超えるとアカウントがロックされる）
7	パスワードリセットをする際の認証番号
8	登録時の認証番号
9	所属組織の ID
10	所属組織の分類

本調査報告書でサンプルとして示したスポーツ施設において整備すべきデータ項目については、データ項目の妥当性やシステム化の上でのデータフォーマットについての更なる検討が必要である。例えば、マッチングを実施する上で、スポーツ指導者や施設についての空き情報等を複数のサービスやシステムにてリアルタイムで公開する場合、相互に適切な API 連携を実施する必要がある、その仕組みについての検討が必要となる。利用者の利便性を考慮すると、スマートフォン等のデバイス等からスポーツ指導者や施設を予約、利用料金の決済までが可能である仕組みが理想的であり、上記項目に加え施設の予約・決裁機能もオープン化又は共通化することが望ましいと考えられる。

指導者の情報についても同様に参考となるデータ項目を検討する必要があり、それに当たっては、指導者へのアンケートやヒアリング調査により、指導者の情報と必要な項目を整理することが有効であると考えられる。

また、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室では、自治体のオープンデータ推進に関する取組として、政府として公開を推奨するデータと、そのデータの作成に当たり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめた推奨データセットを示している。スポーツ分野においても、推奨データセットを参考としたデータ項目の設定を実施することにより、自治体や事業者にとって利便性の高いものとなることが想定される。

第5章 指導者の量、質の確保

5-1 現状の課題

スポーツ分野のシェアリングエコノミーを普及させるためには、利用者のニーズに応じた一定数のスポーツ指導者を確保する必要がある。第1章で示したように国内におけるスポーツ指導者数はパート、アルバイト、兼業、不定期等も含み30万人程度の規模と推計されている。このうちパート、アルバイト、兼業といった区分の指導者が大多数であるため、このような区分の指導者を巻き込んだ取組が必要である。

一方でシェアリングエコノミーの特性として提供者と利用者といった、個人間でのサービス提供が挙げられる。スポーツ分野においても、指導者、利用者の個人間でサービスの提供、料金の支払いが完結する可能性が高い。このような場合、指導者側の質をいかに確保するかが、利用者の継続的な利用意欲につながると考えられる。

スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーは国内において事例が少なく、指導者の量、質を確保に関する方策を参照モデルとして示す必要がある。

5-2 検討の方向性

一定数のスポーツ指導者を確保するうえで、自治体の公民館や企業の会議室等、スポーツを実施する場所の解釈を広げることは有効であると考えられる。ヨガやピラティスといった分野や高齢者向けの健康運動体操等については、小規模な施設においてもスポーツ指導が実施可能であり、そのような分野のスポーツ指導者の指導機会を増加させることにつながると考えられる。

他産業のシェアリングエコノミーでは、サービス提供者と利用者の双方から評価を実施し、個人間の消費サイクルにおける質の確保を実現しており、スポーツ分野のシェアリングエコノミーについても同様の方策が有効であると考えられる。指導者と利用者、施設と利用者といった組み合わせにおいて、双方向に評価できる仕組みをICT等により構築する必要がある。一方で双方からの評価については、一定数の評価が集積されなければ信頼性に乏しい側面がある。このため、開始当初は信頼性関係が構築できている指導者による小規模での事業展開や利用料金を下げて利用者数を増やし、レビュー数を増加させる等の施策展開も考えられる。また、スポーツ分野の各種競技団体と連携し、有資格者を指導者として活用する方法やプロスポーツ選手のセカンドキャリアの一環として指導者を活用することも想定される。

現在、シェアリングエコノミーにおける横断的な信用スコアのプラットフォームを提供する事業者も登場している。このようなサービスを利用することによりサービス導入時でも利用者の信頼を獲得することが可能となることから、導入を検討する必要があると考えられる。

第6章 ステークホルダー間のリスク分担の考え方

6-1 現状の課題

シェアリングエコノミーにおけるサービス提供者、利用者において、リスクの在り方を明確にすることは、サービスを構成するステークホルダー間のトラブルを防止する上で重要となる。スポーツ分野においても指導者や施設保有又は運営・管理者、シェアリングエコノミー事業者、利用者の間で何らかの事故による怪我等、リスクが想定される。特にスポーツ分野のシェアリングエコノミーについては、新たな事業モデルであり、関係者間の責任の所在等が不透明となる可能性が高い。

具体的には、スポーツ指導中の怪我、利用者による直前のキャンセル、スポーツ指導という側面でのサービス品質に対する利用者、指導者間の認識の相違等が挙げられる。

6-2 検討の方向性

シェアリングエコノミーの利用者にとって、安心してサービスを使えることはシェアリングエコノミーの普及には欠かすことのできない事項である。このため、利用に際してのリスクに対応できる制度設計が重要となる。スポーツ指導中の事故や怪我といったリスクへの対応方法としては、保険会社との提携によりリスクを移転することが考えられる。

現在、日本健康運動指導士会の正会員や日本トレーニング指導者協会の認定資格保有者などは、資格保有者の特典として損害保険加入が可能となっている。また、指定管理者や民間のフィットネスクラブによっては、各種指導実施にあたり保険加入を必須としリスク移転を行っている。こうした状況を踏まえ、シェアリングエコノミーによりサービスを提供する際には、予め指導者に対し保険加入の有無を確認することに加え、場合によってはプラットフォーム事業者側にて代替して保険加入を行うことも考えられる。

一方、利用者による直前のキャンセルや当日まで連絡のない無断キャンセル等については、キャンセルポリシーの設定や利用料金を前払い制にすることにより、予約キャンセルの抑止につながる。これらは、他業種のシェアリングエコノミーサービスの事例が参考になると考えられる。

指導者と利用者間のスポーツ指導者のサービス品質に関する認識の相違等への対応については、シェアリングエコノミー事業者において、指導内容を可能な限り明確化するとともに、AI活用等により利用者が適切な指導者を選択できる環境を整備することが考えられる。

こうしたシェアリングエコノミーにおける責任分担の考え方については、シェアリングエコノミー検討会議中間報告書（「シェアリングエコノミー検討会議」平成28年内閣官房情報通信（IT）総合戦略室）にて詳細に示されている。また、一般社団法人シェアリングエコノミー協会ではシェアリングエコノミーサービスの認証制度を実行しており、利用者が安心してシェアリングエコノミーを活用できる環境の整備を進めている。

第7章 公共スポーツ施設の活用の方向性

7-1 現状の課題

野球場やサッカー場、テニスコート、体育館といった公共スポーツ施設については、特に都市部の自治体において9割以上の利用率との報告もあり、空きスペースの確保が困難であることが想定される。一方、平日午前など時間帯によっては利用率が低いケースや、東京都の野球場空き情報検索可能サービスであるグラナビでは、1ヶ月以上前の応募及び抽選で予約を管理するといった予約ルールの特性により、利用日が近づくほど空き枠が発生するケースが報告されている。現時点ではこうした予約状況について二次利用可能な形態でのデータ整備がなされていないこともあり、仔細かつタイムリーな予約状況の把握が困難となっている。

また、公共スポーツ施設においては指導者がスポーツ指導を営利目的で実施することを禁止している団体も多数存在する。禁止している背景には「条例による制限」「指定管理者の自主事業圧迫の懸念」等が挙げられている。

表1-1 公共スポーツ施設における指導者の営利目的に関する制約

項目	概要
自治体の条例	営利目的での利用が条例により禁止されている。
指定管理者の自主事業圧迫の懸念	自治体が委託を実施している指定管理者のスポーツ教室等とすみ分けが難しく、事業圧迫の懸念がある
公共施設の在り方	地方自治法第244条で規定されている「公の施設」の考え方を踏まえ、営利目的での利用を制限している
住民に対する配慮	都市部では稼働率が高いスポーツ施設も多く、住民利用の妨げとなる懸念がある

7-2 検討の方向性

公共スポーツ施設については、利用率が高いことや指定管理者の自主事業との兼ね合い、また公共施設としての在り方等から指定管理者の自主事業との連携を前提とした活用方法を検討することが有効と考えられる。

スポーツ庁にて実施されている、「地域の指導者を主体としたスポーツエコシステム構築推進事業」の実証事業（以降、実証事業）では、利用日から1週間前の時点で空き枠となっている施設については、その後利用日まで新たに予約が入るケースの少なさが指摘されている。こうした結果を踏まえると、利用日から1週間前の時点で空き枠と

なっている施設については、地域住民以外にも開放を検討することにより遊休資産の活用につながる可能性がある。

このような状況を簡易に把握するためには、利用状況や予約状況等の情報を電子化、オープン化し、可視化することが必要であり、自治体においてスポーツ施設の情報について、電子化し、オープンデータ化することが期待される。

また、会議室や文化施設等についてもスポーツ実施可能なスペースであると考え方を拡大することにより、公共施設における新たなスポーツ実施場所のスペース確保につながる可能性もある。さらに、実証事業では健康経営の観点から民間企業の会議室においてスポーツ指導者による従業員向けのヨガ等の教室を開催しており、民間施設におけるスポーツ実施スペース確保の可能性も広がっている。

会議室や文化施設を含むスポーツ実施が可能なスペース情報の可視化や現状ではスポーツ施設と考えられていないスペースでのスポーツ実施の検討についても、スポーツ分野のシェアリングエコノミーを推進する上では有効と考えられる。

第8章 スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーの導入促進

8-1 シェアリングエコノミー導入のメリット

スポーツ分野のシェアリングエコノミーの導入により、指導者、施設、利用者それぞれに大きなメリットが供与される。

指導者については、現在顕在化していない指導機会を確保できる手段となり活躍の場が増加することから、結果的に収入基盤の安定化につながると考えられる。顕在化していない指導機会については、行政と連携した運動部活動での指導も想定され、専門的なスポーツ指導を学校で受けることができる環境の整備、教員の過度な業務負担軽減にもつながることが考えられる。また、利用者からの客観的な評価を受けることが可能となり、指導の品質向上も実現できる可能性がある。

公共スポーツ施設においては、指定管理者の自主事業とシェアリングエコノミーの連携により、さらなる稼働率の向上や収益性の向上、住民の行政サービスに対する満足度向上に繋がる可能性がある。これらで得られたデータは、公共スポーツ施設の適切な維持管理やストック適正化推進にも活用可能であると考えられる。また、将来的には施設予約システムを自治体個別に構築することなく、シェアリングエコノミー事業者のサービスを利用することにより、自治体におけるシステム関連コスト（公費）の削減につながる可能性もある。

フィットネスクラブ等、民間のスポーツ施設については、フィットネスクラブ等でのパーソナルトレーニング経験がない利用者等へアクセス出来る機会が生じ、会員数の増加等に繋がる可能性がある。また、利用者目線での施設に関する評価も受けることができ、間接的にサービス向上などに資することも考えられる。

利用者においては、施設利用やスポーツ指導を受けるための手間や時間を削減でき、利便性が向上することに加え、マイナースポーツや個人のニーズに合致したスポーツ指導を受けることが可能となる。将来的にサービスが広く普及することにより、従来よりも安価で品質の高いスポーツ施設の利用やスポーツ指導を受けられる可能性がある。

8-2 自治体の状況に応じたアクションプランの立案

公共スポーツ施設においては、施設情報の整備状況が自治体により異なっていることが想定されるため、状況に応じた方策を実施することが重要である。

施設の情報を紙媒体で管理している自治体については、システムで処理できる形に情報を電子化する取り組みを実施することが有効である。

また、施設予約システムにより施設情報を管理している自治体については、施設予約システムのデータをシェアリングエコノミー事業者が二次利用できるよう、データのオープン化を推進することが有効である。

既に施設情報をオープンデータ化している自治体においても、データ項目の共通化などにより、シェアリングエコノミー事業者や利用者等の利便性向上に資する取組を実施することが期待される。また、施設の空き状況や予約情報もオープン化する等により更なる利便性向上を図ることも可能である。

オープンになるデータが多くなればなるほど利用者の利便性向上につながるほか、規模の経済によりコスト削減やビジネス拡大の可能性が広がるため、当該オープンデータ化の推進は、より広い地域の自治体一体となって取り組むことが期待される。

なお、より多くの地域での導入を促進するにあたっては、本取組が、指導者や施設（自治体を含む）、利用者にとって具体的にどのようなメリットがあるのかを、先進事例形成と並行して検証する必要がある。

8-3 関係省庁と連携した横断的な取組の推進

スポーツ分野のシェアリングエコノミー推進については、施策領域が広範にわたることから、関係省庁が連携し、政府横断的な取組を実施する必要があると考えられる。

内閣官房シェアリングエコノミー促進室（内閣官房 IT 総合戦略室）のシェアリングエコノミー検討会議やシェアリングエコノミー伝道師、総務省のシェアリングエコノミー活用推進事業等の動向や得られた知見の共有等、各省庁で実施されているシェアリングエコノミー関連施策とスポーツ庁の施策連携は有益であると想定される。

また、シェアリングエコノミーに関連する事業者支援の観点でもシェアリングエコノミーに必要不可欠である ICT については総務省、リスク対策である保険制度については経済産業省や金融庁との連携が想定されるほか、地方におけるスポーツ指導者やスポーツ施設の有効活用により経済活性化については地方創生関連施策との連携も想定される。

以上